## 相談会場が変わっています

#### 所得税

77113 170	
相談会場	相談時間
出雲市民会館3階301号室 出雲税務署での申告相談は行いません。	9時~16時 (開館は8時30分)

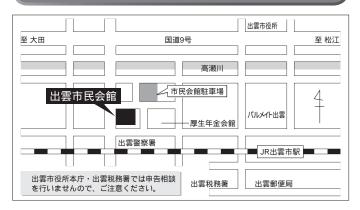
#### 市県民税

都合のよい会場にお出かけください。相談会場以外では、申 告相談を行いません。

相談会場	相談時間
中央会場:出雲市民会館3階302号室 出雲市役所本庁での申告相談は行いません。	9時~16時 (開館は8時30分)
平田会場:旧教育会館大会議室(平田公民館隣)	9時~12時 13時~16時 (開館は8時30分)
佐田会場:佐田支所3階会議室	
多伎会場:多伎支所2階講習室	
湖陵会場:湖陵公民館1階研修室	
大社会場:大社文化プレイスうらら館	

中央会場以外は、それぞれ受付時間および相談時間が若干異なります。

# 中央会場(出雲市民会館)位置図



# 口はお早め 期間 の後半は混

が合い

などの日程は、談や農業所得地場合があります の口座がなり 印鑑 申告書 申告に だより』 談や農業所得地区は場合があります。 山 緒に配布している『 をご覧ください 必要なも この の相談会 相 市税 の

六、お出かけください左表のとおり。ごれ

ご確認の

・日曜日を除く)

日

3月15日

申

告

期

間

相談会場·時間

平田・多伎会場で

出張

場で申告相談を行わ相談などのため、左記

なの

い会

わかったなど、

る

ŧ

の

(名義

だらか 当する固 不動産、 保資 附 所得 場合) 得税 障害者手帳など) 険料等 (源泉徴 の 控 納 付・ の の 収票 証 還付申告の 明

控除証明書 となる い額 の 生命 てを てあ あ該

# 出雲税務署からのお知らせ

#### 所得税還付申告の方へ

1月から出雲税務署窓口(出雲地方合同庁舎3階、塩冶善行町)での相 談および申告書の受付を行っています。(ただし、申告期間中は、出雲市民 会館へお出かけください。)

なお、申告書は郵送または出雲税務署の時間外収受箱に投函することに より提出することもできます。

インターネットによる申告書の作成について

ホームページで「確定申告等情報」を提供しています 国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp/

ホームページ上で、自分の確定申告書が作成できます

画面の案内に従い入力していくと、確定申告書を作成できます。

申告の際の各種手続きが出力(ダウンロード)できます

確定申告に関する手引きや説明書、記載例、書き方などが出力できます。 確定申告に関するQ&Aや各種手続きなどの情報を提供しています

申告に当たっての疑問や申告手続きについての各種情報を提供しています。 自宅やオフィスでできる国税電子申告・納税システム(e·Tax)について これまで書面により行われていた国税の申告、納税などをインターネット

などで行うことができます。システムのご利用には、事前の手続きが必要です。 e · Taxホームページ http://www.e-tax.nta.go.jp/

21616163~315161

# 申告しよう、 あはたの税が 生きている

今年も所得税の確定申告、市県民税の申告 の時期が近づいてきました。申告期間は、2月 16日(木)から3月15日(水)まで。

期間の後半になると、たいへん混み合います ので、早めに準備して、正しく申告しましょう。

ら市役所に給与支払報告書(源給与所得のみの人で、勤務先か所得税の申告書を担止

国民健康保険に加入-など) を受けない人

る

種控除

社会保険料控除

公的年金の所得の

み

の

与以外の所得が20万円以下

市県民税申告の必要がな

した人 (下の人)

ない

人 (例:給与所得者で、

EUMAH 3月15日(水) 3月31日(金)

得金額 える人 一が必要かを

がが に住所があり、 あっ 平成18 ける人 市県民税の申告が必要な た人で、 年 户 1 :給与所得者で、給所得税の申告義務平成17年中に所得

入金等特別控除などの控除を受雑損控除・医療費控除・住宅借

いる人

平成17年中(12所得税の申告が必 が 20 2か所以上から給与をもらっ 給与所得者で、 万円を超える人 第の合計 (所得税がかかる 給与以外 引 (ア) の所 (ア) の所 つ所得 7

iが控除合計額(1月~12月)

申告は不要です

平成18年: ▶ 受けない人 申告は不要です 勤務先で 雑損・医療 所得が給与 年末調整 → 費・寄付金 だけの人 を受けた などの控除を 月 受ける人 71日現在、 勤務先で年末調整を 受けていない 出雲市に住んでいる人で、平成17年の所得が 市県民税または 給与以外にも所得がある人 所得税の申告が 必要です 給与以外の所得の人 市県民税の申告 **▶** なっていない が必要です 家族の扶養に

**▶** なっている

#### 所得税申告に関するおたずねは

#### 出雲税務署

- ・所得税 (TEL 21 0474)
- ・資産税(TEL 21 0493)

#### 市県民税申告に関するおたずねは

### 出雲市役所(直通)

- ・本 庁 市民税課 (TEL 21 - 6523)
- ・平田支所 税務課
- (TEL 63 5552)
- · 佐田支所 市民生活課
- (TEL 84 0115)
- ・多伎支所 市民生活課 (TEL 86 - 3116)
- ·湖陵支所 市民生活課
- (TEL 43 1214)
- ·大社支所 市民生活課 (TEL 53 - 3115)
- 各相談会場への直接の問い合わせ は受け付けていません。

3 広報いずも 2006126

ま

よう